

昭和二十七年一月八日発行
鳥取県告示第一号

鳥取県公報

昭和二十七年一月八日
第二千二百七十五号
火曜日

主要目次

◇告示 私立学校法に基き寄附行為の認可
八東村長等候補者の資格確認申請期日指定
建設業者の登録

告示

鳥取県告示第一号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十一條及び第六十四條の規定により私立学校法第六十四條第一項の法長として鳥取県東伯郡倉吉町大字岡田一三七番地学校法人鳥取県自動車技術員養成所寄附行為を昭和二十七年一月八日付認可した。

鳥取県告示第一号 西、尾、愛、治

鳥取県告示第二号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條第一項の規定により八頭郡八東村長及び同議会議員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十七年一月八日

鳥取県知事 西、尾、愛、治

記

昭和二十七年一月九日から

昭和二十七年一月十三日まで

鳥取県公報 毎週 曜日発行（休日、日、月、火、水、木、金、土、日、祭日）昭和二十七年一月八日 第二千二百七十五号（昭和二十七年四月十五日）第三千二百七十五号（第三千二百七十五号）

